

法人設立登記手続に時間を要したため、設立初年度は事業活動を全く行っておらず、インボイス発行事業者の登録申請を2期目に入ってから行った場合、新規開業者とはならないのでしょうか？

ご質問の場合は、**2期目において新規開業者としてインボイス発行事業者の登録を受けることが可能**です。

※ 法人の事業を開始した課税期間とは、**原則として、設立日の属する課税期間をいいますが、設立日の属する課税期間においては設立登記を行ったのみで事業活動を行っていない法人が、その翌課税期間等において実質的に事業活動を開始した場合には、その課税期間は、事業を開始した課税期間に含まれることとなります。**